

23 熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任 裁定申請事件

(平成21年(セ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、熊本県大津町の住民2人から、マンション所有者1人及び1社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、それぞれ所有するマンションに設置した給排水設備等から騒音等を発生させたことにより、近隣に住む申請人らが耳鳴りの健康被害等を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3,404万3,240円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(いずれも現地期日)を開催するとともに、平成22年6月23日、騒音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、申請人ら本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年2月7日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(セ)第12号

熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任
裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して3300万8080円を支払え。
- (2) 被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して105万9710円を支払え。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人ら宅の近隣にマンションをそれぞれ所有する被申請人らが、各マンションに設置した加圧ポンプ、給排水設備、電気設備、アース、各住戸のエアコン室外機の稼働等マンションにおける何らかの原因(以下「本件機械の稼働等」という。)により、振動、低周波音、騒音、超音波、静電気、空気圧及び音圧等を発生させ、これらにより、申請人らにおいて、耳鳴り、不眠等の健康被害による治療費、精神的苦痛等の損害が発生し、さらに申請人A(以下「申請人A」という。)において、申請人ら宅からの移転を余儀なくされ住居の移転費用

相当額の財産的被害による損害が発生したとして、申請人らが、被申請人らに対して、共同不法行為に基づいて、連帯して、損害賠償を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)